社会福祉法人光の里

役員及び評議員等の報酬等の支給基準に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人光の里（以下「本法人」という。）の定款第８条及び第２１条並びに本法人評議員選任・解任委員会運営細則第６条の規定に基づき、役員及び評議員並びに委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 役員とは、定款第１５条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

　(2) 評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

　(3) 報酬とは、本法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費をいう。

（役員等の出席報酬等）

第３条　理事及び監事が理事会等に出席したときは、別表により報酬を支給するこ

とができる。但し、職員と兼務しない場合においてのみ支給することができるもの

とする。なお、同日に合わせて法人業務を行った場合であっても、報酬等は支給し

ないものとする。

２　　評議員の報酬については、無報酬とする。但し、別表により費用を弁償すること

ができる。

３　　評議員選任・解任委員の報酬については、無報酬とする。但し、別表により費用

を弁償することができる。

（役員等の勤務報酬等）

第４条　役員が理事会等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあた

った場合は、別表により報酬を支給することができる。

２　　評議員の報酬については、無報酬とする。但し、別表により費用を弁償すること

ができる。

３　　評議員選任・解任委員の報酬については、無報酬とする。但し、別表により費用を弁償することができる。

（監事の報酬等）

第５条　監事が監査業務及び理事会並びに評議員会に出席したときは、別表により報酬を支給することができる。なお、同日に合わせて監査業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支給しないものとする。

２　　監事が監査業務及び理事会並びに評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又監査業務にあたった場合は、別表により報酬を支給することができる。

（報酬の額の決定）

第６条　役員等の報酬額等は次のとおりとする。

(1) 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、報酬として別表の日額を支給する。なお、全理事の報酬総額は、年間１，６００万円以内（職員兼務の給与を含む）とする。

　(2) 監事が監査業務、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬として別表の日額を

支給する。なお、全監事の報酬総額は、年間２０万円以内とする。

（出張旅費）

第７条　役員等が、法人業務のため出張や研修等に参加する場合には、社会福祉法人

光の里旅費規程を適用し、必要な経費の実費を弁償する。

（報酬等の支給日）

第８条　役員等に対する報酬等の支給は、理事会及び評議員会、監査業務等への出席

など法人・施設運営のための業務にあたった都度，支給する。

（報酬等の支給方法）

第９条　報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。但し、本人の同意を得

れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（兼務役員等）

第10条　施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用する。

（公表）

第11条　本法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第12条　本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附　則

　　 この基準は、２０１７（平成２９）年度第１回定時評議員会において基準が採択された日よ

り施行する。

別表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役　　職　　名 | 報　　 酬 | 費用弁償 | 備　　　　考 |
| 理　　　　　事 | 10,000円 | 報酬に含む | 源泉徴収額を差引いた額を支給 |
| 監　　　　　事 | 10,000円 | 報酬に含む | 源泉徴収額を差引いた額を支給 |
| 評　　議　　員 | 無報酬 | 2,000円 |  |
| 評議員選任解任委員 | 無報酬 | 2,000円 |  |